

審議会等の名称

伊勢崎市自殺対策推進協議会

機関の概要

設置年月日	平成30年 7月26日		
設置の根拠法令等	伊勢崎市自殺対策推進協議会設置要綱		
設置目的 (所掌事務)	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき関係機関及び関係団体の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を推進する。		
委員任期	令和4年4月1日～令和6年3月31日		
委員数	17	うち女性人数	3
委員のうち 公募委員の数	0	公募委員のうち 女性人数	0
会議の公開	公開	公開しない理由	
議事録の公表	公表	公表しない理由	
委員名簿の公表	公表	公表しない理由	
所管課(事務局)	健康推進部境保健センター		